

財 関 第 2 6 0 号
令 和 3 年 3 月 31 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 稅 局 長 田 島 淳 志

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和3年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のよう
に改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第3 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のよう
に改正する。

（I 税関様式の一部改正）

1. 税関様式C第1002号-1を別紙3-1のよう改める。
2. 税関様式C第1002号-2を別紙3-2のよう改め、同様式の次に別紙
3-3を加える。
3. 税関様式C第1100号の次に別紙3-4を加える。
4. 税関様式C第1105号の次に別紙3-5を加える。
5. 税関様式C第1106号の次に別紙3-6を加える。
6. 税関様式C第1107号の次に別紙3-7を加える。

7. 税関様式C第1108号の次に別紙3-8を加える。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙3-9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 税関検査場電子申告ゲートを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成31年3月30日財関第439号）の一部を次のように改正する。

別紙5-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改め、別紙様式を別紙5-2のよう改める。